

国地契第30号
国官技第207号
平成22年9月28日

各地方整備局 総務部長 殿
企画部長 殿

国土交通省大臣官房

地方課長
技術調査課長

出来高部分払方式の実施について

出来高部分払方式（以下「本方式」という。）については、通達「出来高部分払方式の実施について」（平成18年4月3日付け国地契第1-2号、国官技第1-2号）により実施してきたところであるが、「施工プロセスを通じた検査」の導入等を踏まえ、本方式の実施が円滑に行われるよう通達の解釈等を明確にしたので、今後は、別添実施要領に基づいて実施されたい。

なお、「出来高部分払方式の実施について」（平成18年4月3日付け国地契第1-2号、国官技第1-2号）は廃止する。